

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則（案）

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成12年墨田区教育委員会規則第14号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
(支給対象外職員)	[同左]
第2条 条例第27条第1項前段の教育委員会規則で定める職員（条例第28条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、次に掲げる者とする。	第2条 [同左]
(1)～(6) [略]	(1)～(6) [略]
(7) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員（以下「育児休業中の職員」という。）のうち、基準日が3月1日又は6月1日である場合にあっては基準日以前 <u>3月間</u> 、基準日が12月1日である場合にあっては基準日以前 <u>6月間</u> （以下これらの期間を「支給期間」という。）において勤務した期間がある職員以外の職員	(7) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員（以下「育児休業中の職員」という。）のうち、基準日が3月1日又は6月1日である場合にあっては基準日以前 <u>3箇月間</u> 、基準日が12月1日である場合にあっては基準日以前 <u>6箇月間</u> （以下これらの期間を「支給期間」という。）において勤務した期間がある職員以外の職員
(8)～(10) [略]	(8)～(10) [略]
(11) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益的法人等派遣法」という。）第2条第1項の規定により公益的法人等（同項に規定する公益的法人等をいう。以下同じ。）に派遣されている職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）のうち、 <u>公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</u> （平成14年墨田区条例第4号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第3条の2の規定の適用を受けている職員以外の職員	(11) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益的法人等派遣法」という。）第2条第1項の規定により公益的法人等（同項に規定する公益的法人等をいう。以下同じ。）に派遣されている職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）
(12) [略]	(12) [略]
2 [略] (給与月額の意義)	2 [略] [同左]

第10条 条例第27条第2項及びこの規則において、職員の給与月額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。

(1) [略]

(2) 基準日前1か月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員については、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日の前日における給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額

(3)～(6) [略]

(7) 基準日において公益的法人等派遣条例第3条の2の規定の適用を受けている職員については、公益的法人等への派遣がないとしたならば、当該職員が受けることとなる給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額（当該職員が第1号から第3号まで及び前号に該当する場合を除く。）

2 [略]

（職務段階等に応じた加算の対象職員及び加算割合）

第11条 条例第27条第4項の教育委員会規則で定める職員の区分は、基準日（基準日前1か月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員については、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日の前日。以下「基準日等」という。）における別表第2左欄に掲げる職員の区分とし、同項の教育委員会規則で定める割合は、同表左欄に掲げる職員の区分に応じて同表右欄に定める割合とする。

（給料月額及び地域手当の意義）

第12条 条例第27条第4項の給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額をいう。

第10条 [同左]

(1) [略]

(2) 基準日前1箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員については、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日の前日における給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額

(3)～(6) [略]

[新設]

2 [略]

[同左]

第11条 条例第27条第4項の教育委員会規則で定める職員の区分は、基準日（基準日前1箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員については、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日の前日。以下「基準日等」という。）における別表第2左欄に掲げる職員の区分とし、同項の教育委員会規則で定める割合は、同表左欄に掲げる職員の区分に応じて同表右欄に定める割合とする。

[同左]

第12条 [同左]